

## 公募型プロポーザルの公告

令和7年度 訪問看護推進事業委託業務について、次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和7年3月25日

奈良県知事 山下 真

### 1 業務概要

(1) 名称

令和7年度 訪問看護推進事業委託業務

(2) 業務の内容及び委託料上限額

次に掲げる事業の企画・運營業務

訪問看護推進事業（業務の内容は別添事業委託仕様書に記載のとおり）

21,270千円（取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

内訳ごとの上限額	①訪問看護師養成講習会	1,139千円
	②訪問看護ステーション人材確保支援事業	18,531千円
	③訪問看護ハラスメント対策事業	1,600千円

なお、当該事業に要した経費の実支出額と契約額とのいずれか低い額を受託者に支払うものとする。

(3) 契約期間

契約日から令和8年3月31日まで

(4) 留意事項

本事業の実施について、国の交付金等の状況により、契約内容を変更する場合があります。また、その場合において、本事業の受託者募集への応募に要した経費を請求することはできません。

### 2 参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県の物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者名簿に登録している者にあつては、参加申込書提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置の期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事

- 件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなす。
- (6) 役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- (7) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (8) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (11) 公告の日から過去5年以内に、国又は地方公共団体から看護職員を対象とした研修に関する業務を受託し、誠実に履行した実績があること。

### 3 手続き等

- (1) 公募型プロポーザル説明書等の交付場所、参加申込書等の提出場所及び問い合わせ先  
〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁3階  
奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課医師・看護師確保対策室看護師対策係  
電 話 0742-27-8655  
F A X 0742-27-7811
- (2) 公募型プロポーザル説明書等の交付期間  
令和7年3月25日(火)～令和7年4月8日(火) 午前9時から午後4時まで  
(奈良県の休日を定める条例(平成元年3月奈良県条例第32号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)
- (3) 公募型プロポーザル説明書等の交付方法  
(1)に示す場所において次の書類を交付します。  
・公募型プロポーザル説明書

- ・仕様書
- ・提出様式（様式1～8）

なお、上記書類は、奈良県ホームページにも掲載します。

（奈良県ホームページトップページ→県の組織→医師・看護師確保対策室→新着情報）

#### （4）質問票の提出期限

令和7年4月2日（水） 午後4時（必着）

#### （5）参加申込書の提出期限

令和7年4月8日（火） 午後4時（必着）

#### （6）企画提案書の提出期限

令和7年4月15日（火） 午後4時（必着）

### 4 最優秀提案者の選定方法

提出のあった企画提案書について、奈良県訪問看護推進事業プロポーザル審査委員会の審査により最優秀提案者を選定します。なお、審査にあたっては、提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

### 5 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- （1）最優秀提案者の役員等が暴力団員であるとき。
- （2）暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- （3）最優秀提案者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- （4）最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- （5）（3）及び（4）に掲げる場合のほか、最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- （6）この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したとき。
- （7）この契約に係る下請契約等に当たって、（1）から（5）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

### 6 契約の解除

契約締結後、契約者について5の（1）から（7）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、又は警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償

金を納付しなければなりません。

なお、5の(1)、(3)、(4)及び(5)中「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

## **7 その他**

詳細は、公募型プロポーザル説明書等によります。